

熱気球操縦技能証明認定制度

第1章 目的

(目的)

第1条 この制度は、一般社団法人日本気球連盟（以下「連盟」という）が、熱気球操縦を行おうとする者及び操縦練習を行おうとする者の経験・知識・技能・適性を審査・判定・証明し、責任の所在及び範囲を定め、我が国の気球スポーツ航空の健全な発達と普及を図ることを目的とする。

第2章 概要

(概要)

第2条 熱気球操縦技能証明認定制度は、各自の責任の所在及び範囲を明確にし、並びに実行することを定めた連盟の自主的規制である。

- 2 熱気球操縦技能証明認定制度により、気球に関する経験・知識及び年齢等一定条件を満たす者は熱気球操縦士技能証を申請することができる。
- 3 熱気球操縦士技能証を申請する者に対して、安全委員会が一定基準に基づく経験・知識・技能・適性を審査し、その基準を満たしていると認定した場合、熱気球操縦士技能証が発行される。
- 4 熱気球操縦士技能証を有する者は、気球の運行管理を行い、連盟の定める安全基準を遵守して飛行を行い、飛行に際し必要書類を作成保管する。
- 5 連盟の発行する熱気球操縦士技能証が、限定された条件を越えて使用されたり、著しく安全を阻害する恐れのある行為等に使用された場合、連盟は熱気球操縦士技能証を停止又は取消を行うことができる。

第3章 資格の定義及び条件

(資格の定義)

第3条 連盟のパイロット資格に関する定義は次のとおりとする。

(1) スチューデントパイロット (Pilot under training、以下「Pu/t」という)

Pu/tとは、[第4条](#)の条件を満たし、熱気球操縦士技能証の取得を志す者をいう。

(2) パイロット

パイロットとは、連盟の有効な正会員の資格を持ち、熱気球操縦士技能証の所有者をいう。

(3) インストラクター

インストラクターとは、連盟の有効な正会員の資格を持ち、熱気球指導操縦士技能証の所有者をいう。

(Pu/t 条件)

第4条 Pu/t の条件は次のとおりとする。

- (1) 満16歳以上であること。
- (2) 連盟の正会員もしくは家族会員であること。
- (3) 連盟にPu/t登録していること。

第4章 熱気球操縦技能証明審査基準

(審査基準)

第5条 次の熱気球操縦技能証明審査基準を満たす申請者に対して熱気球操縦士技能証が発行される。ただし、安全委員会が不適当と認めた者に対しては発行を行わない場合がある。また、安全委員会が認められた国の有効な技能証、ライセンスを保持している者に対しては下記(4)～(7)項は免除する。

- (1) 満18歳以上であること。
- (2) 連盟の正会員であること。

- (3) 第 6 条に定められた適性試験（健康診断）項目に適合していること。
- (4) 第 7 条に定められた飛行経験を有していること。
- (5) 第 8 条に定められた Pu/t 講習会を受講していること。
- (6) 第 9 条に定められた筆記試験に合格していること。
- (7) 第 10 条に定められた実技試験に合格していること。

（適性試験）

第 6 条 適性試験（健康診断）項目は次のとおりとする。

- (1) 視力が両眼で 0.7 以上。
 - (2) 色彩識別能力があること。
 - (3) 10m 離れ 90 デシベルの音が聞こえる能力があること。
 - (4) 気球を操作するための最低限の運動能力のあること。
 - (5) 精神病、知的障害、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害、慢性化した脳卒中、認知症でないこと。
 - (6) アルコール、麻薬、あへん、覚醒剤などの中毒者でないこと。
- 2** 適性試験項目適合の証明は、上記項目を確認した医師の診断書により行う。また、上記項目は日本の定める運転免許の適性試験項目と同等なため、運転免許証の複写にて、医師の診断書の代替とすることができる。

（飛行経験）

第 7 条 Pu/t として必要なトレーニング飛行の経験は次のとおりとする。

- (1) 10 回以上、且つ 10 時間以上の同乗訓練飛行。
 - (2) 同乗訓練飛行において離陸地より対地高度 2,000ft 以上の飛行。
 - (3) 1 回以上の単独訓練飛行。
- 2** トレーニング飛行の分類は次のとおりとする。
- (1) 単独訓練飛行。
 - (2) Pu/t がトレーニングの目的で、インストラクターの同乗による指導のもとで、80%以上の気球の操作を行う同乗訓練飛行。
- 3** トレーニング飛行の定義は次のとおりとする。
- (1) インストラクター、Pu/t 双方がトレーニングの意志を持って行う飛行。（競技、ジョイ、アドベンチャー等、他の目的の飛行とは厳格に区別される。競技飛行等においてトレーニングを行うことはできない。）
 - (2) 飛行回数は、インフレ～飛行～デフレーションを行い 1 回とする。
 - (3) 飛行時間は離陸から着陸までの時間とする。
 - (4) 最低 15 分以上の飛行であること。
 - (5) 2 回の同乗訓練飛行の間隔は 15 分以上であること。
 - (6) Pu/t は必ずトレーニングログブックを保持していること。
- 4** 単独訓練飛行を行うための条件は次のとおりとする。
- (1) 満 18 歳以上であること。
 - (2) インストラクター立ち会いのもとに、インストラクター及び Pu/t 双方の合意のもとに行うこと。
 - (3) 単独訓練飛行は Pu/t 本人の責任において行われ、Pu/t が機長となること。
 - (4) 次の条件を満たしていること。
 - ① 第 7 条 (1) 及び (2) の飛行経験を有していること。
 - ② 第 8 条の Pu/t 講習会を受講していること。
 - ③ 第 9 条の筆記試験に合格していること。
- ただし、2011 年 3 月 31 日までに実施された本条件を満たしていない単独訓練飛行は有効とする。

（Pu/t 講習会）

第 8 条 安全委員会が Pu/t 講習会公認規定に基づき審査し公認した講習会であること

2 受講資格は Pu/t とする。

(筆記試験)

第9条 受験資格は Pu/t とする。

- 2 連盟のイグザミナー登録者立ち会いのもとに行い、90%以上の正答率であるものを合格とする。
- 3 筆記試験合格後、単独訓練飛行までの有効期間は1年とする。

(実技試験)

第10条 受験資格は3カ月以内にインストラクターの推薦を受けた Pu/t とする。

- 2 連盟の定めるイグザミナーにより実技試験を受け合格すること。
- 3 実技試験を実施するイグザミナーは過去に当該 Pu/t の同乗訓練飛行の指導を4回以上行ったインストラクターと同一人物であってはならない。
- 4 推薦インストラクターは被推薦 Pu/t の単独訓練飛行の立ち会い、もしくは単独訓練飛行以降の同乗訓練飛行の指導を行ったインストラクターであること。また、推薦日は当該飛行が行なわれた日とすること。
- 5 実技試験合格後、申請までの有効期間は3カ月とする。
- 6 実技試験立ち会い料は合否にかかわらず、試験ごとに5,000円とし、実技試験実施前に連盟ゆうちょ銀行振替口座へ支払うものとする。ただし、イグザミナー交通費は別途イグザミナーに実費を支払う。

第5章 熱気球操縦士技能証申請及び失効

(新規申請)

第11条 必要書類は次のとおりとする。

- (1) 熱気球操縦士技能証申請書。
 - (2) 新規登録料等の送金証明。(振替受領証のコピーなど、申請書に貼付のこと)
 - (3) 健康診断書もしくは自動車の運転免許証のコピー。(申請書に貼付のこと)
 - (4) トレーニングログブック。(推薦・試験に各々の署名があること)
 - (5) 熱気球操縦技能証明審査基準チェック表。
 - (6) 熱気球操縦士実技試験採点表。
 - (7) 熱気球操縦士筆記試験解答用紙。
 - (8) 証明写真1枚(縦4.5×横3.5cm。裏面に氏名を記入、無帽・無背景・正面、申請前3ヶ月以内に撮影したもの)
- 2 費用は次のとおりとする。
- (1) 新規登録料は20,000円とする。
 - (2) 希望する期間分の年会費。ただし、申請時に会員有効期限に残存期間がある場合でも、熱気球操縦士技能証の期限は最長5年までとする。
<例>会員有効期限が3ヶ月残っている場合
登録料20,000円+年会費5年分(4,000円×5年) = 40,000円入金すると発行月から5年間有効な技能証が発行される。
登録料20,000円+年会費4年分(4,000円×4年) = 36,000円入金すると発行月から4年3ヶ月間有効な技能証が発行される。
 - (3) 払込先は連盟ゆうちょ銀行振替口座とする。

(更新申請)

第12条 必要書類は次のとおりとする。

- (1) 熱気球操縦士技能証申請書。
 - (2) 更新料等の送金証明。(振替受領証のコピーなど、申請書に貼付のこと)
 - (3) 健康診断書もしくは自動車の運転免許証のコピー。(申請書に貼付のこと)
 - (4) 証明写真1枚。(縦4.5×横3.5cm。裏面に氏名を記入、無帽・無背景・正面、申請前3ヶ月以内に撮影したもの)
- 2 費用は次のとおりとする。

JBF-2018

- (1) 更新料は更新ごとに 10,000 円とする。
- (2) 希望する期間分の年会費。ただし、最長 5 年分とする。
- (3) 払込先は連盟ゆうちょ銀行振替口座とする。

(再登録申請)

第 13 条 熱気球操縦士技能証が失効した場合、再発行には再登録手続きが必要となる。再登録料は 20,000 円とする。ただし、熱気球操縦士技能証失効後 3 ヶ月間の再登録料は 10,000 円とする。

(再発行申請)

第 14 条 熱気球操縦士技能証紛失等の場合、再発行を行う。再発行手数料は 2,000 円とする。

(失効)

第 15 条 次のいずれかに該当する場合、熱気球操縦士技能証は失効する。

- (1) 連盟の会員資格が失効している場合。
 - (2) 熱気球操縦士技能証の期限が切れている場合。
 - (3) 熱気球操縦士技能証が停止または取り消されている場合。
- 2** 安全委員会が不相当と認めた場合、連盟は熱気球操縦士技能証の停止または取り消しを行う場合がある。

附則

この制度は、平成 30 年（2018 年）6 月 15 日より施行する。

附則 平成 30 年（2018 年）7 月 22 日改正

この制度は、平成 30 年（2018 年）7 月 22 日より施行する。